

介護保険の危機は政府の責任だ！

介護労働者の闘いに連帯しよう

現場に困難を押し付ける

岸田政権

新型コロナウイルスの蔓延は、止まっていない。にもかかわらず、日帝岸田政権は「ウイズコロナ」と強弁して旅行や買い物、飲食を奨励している。だが、こうした中でも病院や介護現場などではコロナとの闘いが続いている。

岸田政権は、昨年「月額九〇〇円」の待遇改善策を打ち出した。介護現場で働く労働者の賃金は、全産業平均より月額八・五万円から一〇万円低いにもかわらず、わずか月額九〇〇円とはあまりにも低すぎた。

こうした焼け石に水の政策でさえも、きちんと行なわれていなかった。二月から開始と報道されたが、二月三月は、介護職の賃金が上がったと偽装するために「月額一円の賃上げでもいい」と言い出す始末だった。実際に「待遇改善手当て」支給開始が行われたのは六月からだった。これすぐ事業所によつては申請事務もままならず、申請ができなかつた所もある。

猛暑の中、コロナ罹患者は自宅待機を余儀なくされ、炎天下の中全身防護服を身に着けて自宅に駆け付けたヘルパーもいる。施設介護では、入所者が罹患す

る中で介護労働者も次々と罹患し、残された人たちは必死で利用者を支え合つた。しかし、この「月額六〇〇円」は介護職限定で、利用者を支えていた調理や清掃の労働者、事務員やケアマネジャーには支給されない。

岸田政権は、「やつてこの岸田政権の『やつてあるふり』政策は、介護現場で働く労働者のみならず全ての労働者市民の問題だ」と、座り込みには多くの人たちが現場に駆け付けた。

日から一八日には、厚生労働省前で座り込みを行つた。

この岸田政権の「未払い賃金の支払いは、事業者の義務」「移動や待機時間の賃金を支払うよう」と指導している。国は「未払い賃金の支払いは、事業者の義務」で働く労働者のみならず全ての労働者市民の問題だ

この岸田政権は、「未払い賃金の支払いは、事業者の義務」で働く労働者に連帯して闘おう。

一月一日の判決は、介護保険制度の問題点については一切触れることなく「国に違法性はない」といっては一切触れることなく「国に違法性はない」といっている。清水早子さんは「こうした労働基準法違反に対する訪問介護ヘルパーは国を訴える裁判を闘つた。しかし、この「月額六〇〇円」は介護職限定で、利用者を支えていた調理や清掃の労働者、事務員やケアマネジャーには支給されない。

しかもこの「介護職待遇改善手当て」のための国

補助金は、一〇月で打ち切られ、以降は地方自治体が扶用料に上乗せされる。つまり、介護保険料と利用者が支

上げを行うといふ事だ。これまで、倒産する事業所や介護労働者の離職者が増えて、利用者の負担が増え、家族は介護のために離職せざるを得ない人が増えている。

介護現場で働く全ての労働者に、全額国の負担で、月額一〇万円（全産業みなみの賃金にするための差額分）の待遇改善を行ふと声を挙げる介護労働者の闘いに連

じて、また連帯の挨拶がなされた。

介護労働者の待遇の悪さは無論だが、この国全体の少子化や高齢化社会への無策にせよ、もはや資本主義は労働力の再生産など必要としていないように思える。

野垂れ死ぬなら死んでも迷惑はかけるな。これが、われわれが日々生きていて社会から感じるメッセージである。

続いて琉球弧の軍事化について学習した。琉球弧・九州への自衛隊配備の状況についての報告会を終了した。

第3種郵便物認可

裁判では、国＝厚生労働省に対して、現在の「介護報酬の根拠」や「未払い賃金を支払えるだけの金額を国が事業所に渡していないのか」などと質した。しかしながら行動（大阪）を中心に全国実行委員会が結成し、九月二十五日「介護現場を守るみんなの集会」を大阪と東京で開催した。一〇月二四日から一八日には、厚生労働省前で座り込みを行つた。

この岸田政権の「やつてあるふり」政策は、介護現場で働く労働者のみならず全ての労働者市民の問題だ

ケン労組（韓国・金属労組）
慶南支部韓国サンケン支
会）と韓国サンケン労組を
支援する会による「第二次
韓國サンケン闘争終結！
10・17 報告集会」が東京・
千代田区の日本教育会館に
おいて開催された。韓国サ
ンケン労組のオ・ヘジン支
会長、キム・ウニヨン民主
労組副委員長ら五人を迎え
て行われた報告集会には、
多くの労働者・市民が結集
し、会場は熱氣があふれて
いた。
韓国サンケン争議は、組
合員の団結と命がけの闘
い、そして日韓連帯の力で
七月六日に妥結した。

一八時三〇分、司会のあ
いさつで集会が開始され
た。主催者あいさつにつづ
いて、韓国での組合員の闘
いを記録した映像、日本で
の労組・市民団体による支
援連帯運動を記録した映像
が上映された。

経過報告につづいて、來
日した労組員それぞれか
ら、発言がなされた。「仲間
の労組の連帯が掴んだ成果
です」「コロナ禍という難
い条件の中で闘い抜いた」
と、困難に屈せず闘い抜い
た喜びの報告が行われた。

争議の渦中にサンケン本
社前でデッック上げ不当逮捕
された尾澤孝司さんの裁判
(一月九日、第一回公判)
について弁護団が報告し、
裁判支援を訴えた。

連帯あいさつ、閉会あい
さつ、最後に団結ガンバロー
で集会は締めくくられ
た。日韓労働者連帯の前進
を実感した報告集会だっ
た。

A black and white photograph capturing a large assembly of people, likely students, in what appears to be a school hall or auditorium. The individuals are arranged in several rows, facing towards the right side of the frame. In the background, a stage is visible, featuring a podium and a screen or banner. The lighting is somewhat dim, creating a grainy texture throughout the image.

熱気あふれる中、韓国、日本の報告が行われた（10月17日 東京）

「戦争政権に反対する実行委員会」は国際反戦デー行動に取り組んだ。六〇人の労働者人民が結集して集会とデモ行進を行なった。九月一日沖縄知事選挙での玉城知事の再選勝利をうけ、九月二七日安倍国務大臣に追い込んだ鬭いを引き継ぎ、岸田政権の改憲と大軍拡攻撃と闘おうと立ち上がった。

岸田政権は敵基地攻撃能

「一〇月一六日福岡市で「戦争政権に反対する実行委員会」は国際反戦デー行動に取り組んだ。六〇人の労働者人民が結集して集会とデモ行進を行なった。九月一日沖縄知事選挙での玉城知事の再選勝利をうけ、九月二七日安倍国務大臣に追い込んだ鬭いを引き継ぎ、岸田政権の改憲と大軍拡攻撃と闘おうと立ち上

がった。

岸田政権は敵基地攻撃能

の呼びかけに、「戦争を許さばい！」岸田政権NO！

力の保有や防衛費GDP比2%、一一兆円への防衛費増額など大軍拡を進めようとしている。中国包囲網を軍事的に進め、琉球弧への自衛隊・ミサイル配備を進めている。ウクライナ戦争をやめろ、ロシアを撤退させ、米国をはじめとするNATOの軍事支援を許してはならない。今年のメインスローガン「戦争はいらん

ない」と福岡市内外の労働者市民、市議会議員などが警固公園に集まつた。

集会は、最初に沖縄知事選挙に一ヶ月ほど現地支援に入った仲間からの応援報告が行われた。六万票の大差をつけた玉城知事の再選勝利は辺野古新基地建設反対が沖縄の人々に支持され拡大したことであると確認し、沖縄を戦場にさせてはならない、戦争をおこさせ

てはならないと強く訴え

10・16 福岡
六〇人結集し集会・デモ
国際反戦デー

一〇月一六日、京都の円山野外音楽堂で「第一六回 反戦・反貧困・反差別共同行動 in 京都」が開催された。約四五〇人が参加した。代表世話人の一人である新聞純也さんが主催者あいさつを行い、第二次安倍政権の成立以降のいわゆる「一〇一二年体制」の性質とを行い、次に、世界と日本での新しい動きに着目しつつ、腐敗した「体制」を終わらせるためには大衆闘争を前進させていくことを訴えた。

集会では大阪大学 大学院教員の木戸衛一さんが「変革の原動力であり、その土台となるべき、民衆運動の

にわたる獄中闘争を経て今年五月末に出獄した重信房子さんが特別あいさつして発言した。



次に実行委員会からの提案がなされた。沖縄の辺野古座り込み三〇〇〇日の闘いを引き継ぎ、戦争反対の声を上げていこう。戦後一貫して侵略国家として戦争を仕かけてきた米国と日本同盟をむすぶ日本政府。避難シェルター建設のための調査費が計上され、琉球弧が最前線になる。沖縄で一〇〇〇人集会が呼びかけられている、台湾海峡をめぐつて米国が発言している中で、岸田政権の戦争政策に反対していくと呼びかけた。

集会参加の仲間の発言が続く中、アジア共同行動福岡は、一〇月地元の住民連絡会の案内で参加した宮古島訪問を中心報告した。

集会後、天神一周のデモを行なった。終了後、今後の行動呼びかけをうけ、一〇月国際反戦デー行動を行なった。

構え、その銃口は住民に向けられている、宮古を戦場にするな、戦争をあおるなど住民の会は訴えスタンディングをおこなっている、宮古島を中国包囲の最前線にしてはならない、支援していくことを訴えた。

10・15 大阪

韓国サンケン争議終結 関西報告集会



韓国サンケン学組当該が参加、会場は満員に (10月15日 大阪)

（三月）五月一日 韓国
サンケン労組の仲間を迎えて、「韓国サンケン電気争議終結10・15関西報告集会」がエルおおさかを会場に、おおさかユニオン・ネットワークと韓国サンケン労組共催で開催された。会場いっぱいの参加者が、この問題への関心の高さを示していた。

国サンケン労組の闘いは、今年七月に終結した。主導者あいさつに立った大阪民の会の方は、「勝利を喜びたい」として、続して取り組まれてきたソケン大阪支店前行動を取り返り、「教訓と成果を今後の闘いに生かしていく」と呼びかけた。

映像上映の後、来日し五人のサンケン労組の仲間が登壇し、それぞれが日本からの支援への感謝を含めて発言した。また、会場からの質問に答える形で、長年の闘争のなかでの苦労、ソストリに突入した時の思などが話された。困難なも「日本の仲間のことをえようと話し合い、闘いをしてきた」という発言もつた。

この経験を引き継ぎ、「韓労働者の相互連帯をさらに発展させていこう。

10 • 16 京都

第16回反戦・反貧困・反差別共同行動 in 京都 450名が円山野音集会・デモ



集合後450名の参加者は京都市役所前まで玉手行進。(10月16日 京都)

「課題は何か」と題して講義を行った。木戸さんはロシア・ペーチン政権のウクライナ侵攻を受けたドイツ政府の軍事費増大や武器輸出の問題などを紹介しつつ、世界が大きな転換期にあることを指摘し、日本の民衆運動が「近現代日本総体の見直し」を内包した闘いを進めていくべきことを提起した。

美杉司遺稿集第1卷

一共产主義者として

A5判2段組 210頁

美杉司遺稿集刊行委員會

定価 1,500 円

戦旗社

日本連障害者権利委員会「勧告書」をどう捉えるべきか

二〇一二年八月二二日、二三日にスイスのジュネーブで、障害者権利条約に基づいた日本の障害者の権利に関する対話が開かれ、九月九日に国連障害者権利委員会から日本政府へ勧告（総括所見）が出された。

津久井山百合園での障害者虐殺、優生思想の問題や、精神病院での虐殺、強制入院を可能にしている法律、障害児の教育など、障害者の「生の権利」が剥奪されていることへの強い懸念や、医療観察法をはじめとする差別法の廃止など、多岐にわたっている。

障害者権利条約は、二〇〇六年の国連総会で採択された。二〇一六年、日本国内において障害者権利条約を法的に根拠づける「障害者差別解消法」が制定された。

今回の勧告は、日本が批准した障害者権利条約を巡り、国連が初めて改善勧告を出したものである。

権利委員会は何を要求したか

一般原則と義務

報告書では、「**Ⅲ 主な懸念事項と提言**」として、「**A 一般原則と義務**（一～四条）において、「委員会が直接懸念している」項目を挙げている。

「**a** 障害者に対する父権主義的アプローチを伴うことにより、障害関連の国内法および政策が、条約に含まれる障害の人権モデルと調和していないこと。

「**b** 障害者資格・認定制度を含む、法律、規制、実践にわたる障害の医学的モデルの永続化。これは、障害

特定の権利

（b）の「障害の医学モデルの永続化」という項目は、障害の治療あるいは個人の適応などを目標にしたものと

いうことである。日本にお

いては、自立支援法―総合

支援法を貢いで、この医学

モデルの障害の規定が福祉

サービスを受ける際の要介

護認定などの適用の基準に

ある。

（c）「精神無能力」『精

神錯乱』『心神喪失』などの

蔑称や、『心身の障害』を理

由とする欠格条項などの差

別的な法的制限。

（d）移動支援、身体的支

援、『ミニニケーション支

援など、地域社会における

障害者への必要なサービス

が進まず、福祉サービスの

供給が偏在化している。

（e）危険な状況および人道的緊急事態（第一一条）と

危険な状況および人道的緊急事態（第二一条）と

危険な状況および人道的緊急事態（第三一条）と

危険な状況および人道的緊急事態（第四一条）と

危険な状況および人道的緊急事態（第五一条）と

危険な状況および人道的緊急事態（第六一条）と

危険な状況および人道的緊急事態（第七一条）と

危険な状況および人道的緊急事態（第八一条）と

危険な状況および人道的緊急事態（第九一条）と

危険な状況および人道的緊急事態（第十一条）と

危険な状況および人道的緊急事態（第十二条）と

危険な状況および人道的緊急事態（第十三条）と

危険な状況および人道的緊急事態（第十四条）と

危険な状況および人道的緊急事態（第十五条）と

危険な状況および人道的緊急事態（第十六条）と

危険な状況および人道的緊急事態（第十七条）と

危険な状況および人道的緊急事態（第十八条）と

危険な状況および人道的緊急事態（第十九一条）と

危険な状況および人道的緊急事態（第二十条）と

危険な状況および人道的緊急事態（第二十一条）と

危険な状況および人道的緊急事態（第二十二条）と

危険な状況および人道的緊急事態（第二十三条）と

危険な状況および人道的緊急事態（第二十四条）と

危険な状況および人道的緊急事態（第二十五条）と

危険な状況および人道的緊急事態（第二十六条）と

危険な状況および人道的緊急事態（第二十七条）と

危険な状況および人道的緊急事態（第二十八条）と

危険な状況および人道的緊急事態（第二十九一条）と

危険な状況および人道的緊急事態（第二十一条）と

危険な状況および人道的緊急事態（第二十二条）と

危険な状況および人道的緊急事態（第二十三条）と

危険な状況および人道的緊急事態（第二十四条）と

危険な状況および人道的緊急事態（第二十五条）と

危険な状況および人道的緊急事態（第二十六条）と

危険な状況および人道的緊急事態（第二十七条）と

危険な状況および人道的緊急事態（第二十八条）と

危険な状況および人道的緊急事態（第二十九一条）と

危険な状況および人道的緊急事態（第二十一条）と

危険な状況および人道的緊急事態（第二十二条）と

危険な状況および人道的緊急事態（第二十三条）と

危険な状況および人道的緊急事態（第二十四条）と

危険な状況および人道的緊急事態（第二十五条）と

危険な状況および人道的緊急事態（第二十六条）と

危険な状況および人道的緊急事態（第二十七条）と

危険な状況および人道的緊急事態（第二十八条）と

危険な状況および人道的緊急事態（第二十九一条）と

危険な状況および人道的緊急事態（第二十一条）と

危険な状況および人道的緊急事態（第二十二条）と

危険な状況および人道的緊急事態（第二十三条）と

危険な状況および人道的緊急事態（第二十四条）と

危険な状況および人道的緊急事態（第二十五条）と

危険な状況および人道的緊急事態（第二十六条）と

危険な状況および人道的緊急事態（第二十七条）と

危険な状況および人道的緊急事態（第二十八条）と

危険な状況および人道的緊急事態（第二十九一条）と

危険な状況および人道的緊急事態（第二十一条）と

危険な状況および人道的緊急事態（第二十二条）と

危険な状況および人道的緊急事態（第二十三条）と

危険な状況および人道的緊急事態（第二十四条）と

危険な状況および人道的緊急事態（第二十五条）と

危険な状況および人道的緊急事態（第二十六条）と

危険な状況および人道的緊急事態（第二十七条）と

危険な状況および人道的緊急事態（第二十八条）と

危険な状況および人道的緊急事態（第二十九一条）と

危険な状況および人道的緊急事態（第二十一条）と

危険な状況および人道的緊急事態（第二十二条）と

危険な状況および人道的緊急事態（第二十三条）と

危険な状況および人道的緊急事態（第二十四条）と

危険な状況および人道的緊急事態（第二十五条）と

危険な状況および人道的緊急事態（第二十六条）と

危険な状況および人道的緊急事態（第二十七条）と

危険な状況および人道的緊急事態（第二十八条）と

危険な状況および人道的緊急事態（第二十九一条）と

危険な状況および人道的緊急事態（第二十一条）と

危険な状況および人道的緊急事態（第二十二条）と

危険な状況および人道的緊急事態（第二十三条）と

危険な状況および人道的緊急事態（第二十四条）と

危険な状況および人道的緊急事態（第二十五条）と

危険な状況および人道的緊急事態（第二十六条）と

危険な状況および人道的緊急事態（第二十七条）と

危険な状況および人道的緊急事態（第二十八条）と

危険な状況および人道的緊急事態（第二十九一条）と

危険な状況および人道的緊急事態（第二十一条）と

危険な状況および人道的緊急事態（第二十二条）と

危険な状況および人道的緊急事態（第二十三条）と

危険な状況および人道的緊急事態（第二十四条）と

危険な状況および人道的緊急事態（第二十五条）と

危険な状況および人道的緊急事態（第二十六条）と

危険な状況および人道的緊急事態（第二十七条）と

危険な状況および人道的緊急事態（第二十八条）と

危険な状況および人道的緊急事態（第二十九一条）と

危険な状況および人道的緊急事態（第二十一条）と

危険な状況および人道的緊急事態（第二十二条）と

危険な状況および人道的緊急事態（第二十三条）と

危険な状況および人道的緊急事態（第二十四条）と

危険な状況および人道的緊急事態（第二十五条）と

危険な状況および人道的緊急事態（第二十六条）と

危険な状況および人道的緊急事態（第二十七条）と

危険な状況および人道的緊急事態（第二十八条）と

危険な状況および人道的緊急事態（第二十九一条）と

危険な状況および人道的緊急事態（第二十一条）と

危険な状況および人道的緊急事態（第二十二条）と

危険な状況および人道的緊急事態（第二十三条）と

危険な状況および人道的緊急事態（第二十四条）と

危険な状況および人道的緊急事態（第二十五条）と

危険な状況および人道的緊急事態（第二十六条）と

危険な状況および人道的緊急事態（第二十七条）と

危険な状況および人道的緊急事態（第二十八条）と

危険な状況および人道的緊急事態（第二十九一条）と

危険な状況および人道的緊急事態（第二十一条）と

